

上越市・長野県 荷主、物流事業者の皆さま

# 直江津港 を利用してみませんか？

直江津港と阪神港を経由した海上コンテナ輸送を行う場合、  
**両方の支援（補助金）が受けられます！**

阪神港からの支援



上越市からの支援

1TEUあたり

**25,000円**

《対象条件》

- ・現在、県外港をご利用かつ阪神港ご利用でないこと
  - ・支援対象期間中に20TEU以上輸送すること
  - ・右記いずれかの連携港が実施する事業へ申請すること
- ※弊事業の実績報告書の提出までに、連携港が実施する事業への申請をお願いいたします。

直江津港を初利用する場合、1TEUあたり

輸出 **20,000円**

輸入 **10,000円**

※対象条件等は「直江津港外貿定期コンテナ貨物利用拡大支援事業のご案内」をご確認ください。

## 直江津港ご利用のメリット ✓

- ・陸送から海上輸送への転換による環境負荷低減
- ・多様な輸送ルート of 確保（BCP対応）

## 阪神港の充実した航路網 ✓

- ・欧米/中国/アジア諸港/オセアニアの港と結ばれた世界有数の航路網、寄港頻度！
- ・国際コンテナ戦略港湾として、皆さまのサプライチェーンをお支えます



お申込み・お問い合わせ先

阪神国際港湾株式会社 営業部営業課

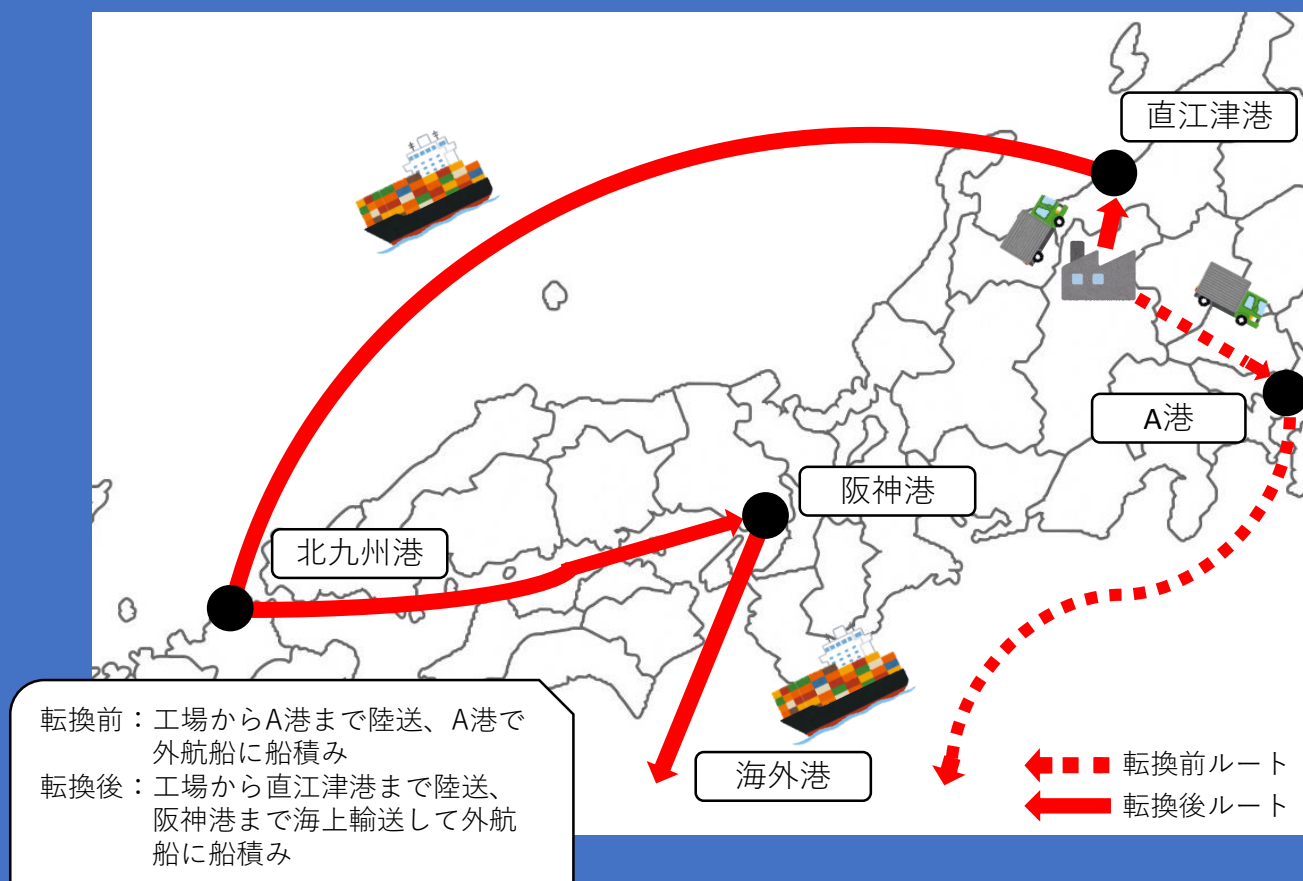
TEL : 078-855-3206 Mail : senryaku@hanshinport.co.jp

上越市産業部産業立地課直江津港振興係

TEL : 025-520-5737 Mail : sanritu@city.joetsu.lg.jp



## 利用港の転換イメージ



## 手続きイメージ

上越市と阪神国際港湾(株)、それぞれへ申請手続きが必要となります。

|           | 令和 7 年度          |           |           |    |   |     |                   |    |                             |    | 令和 8 年度 |    |
|-----------|------------------|-----------|-----------|----|---|-----|-------------------|----|-----------------------------|----|---------|----|
|           | 4月               | 5月        | 6月        | 7月 | ～ | 11月 | 12月               | 1月 | 2月                          | 3月 | 4月      |    |
| シフト開始     |                  |           |           |    |   |     |                   |    |                             |    |         |    |
| 上越市       | 事業対象期間           |           |           |    |   |     |                   |    |                             |    |         | —  |
|           | 支援実施期間           |           |           |    |   |     |                   |    |                             |    |         | —  |
|           | 補助金交付申請書受付期間     |           |           |    |   |     | ※補助事業終了後、実績報告書等提出 |    |                             |    |         | 請求 |
| 阪神国際港湾(株) | 事業対象期間           |           |           |    |   |     |                   |    |                             |    |         | —  |
|           | 支援実施期間           |           |           |    |   |     |                   |    |                             |    | —       |    |
|           | 提案書提出<br>委託契約の締結 | 5月分<br>月報 | 6月分<br>月報 | 〃  | 〃 | 〃   | 〃                 | 〃  | 実績報告/<br>事業計画<br>認定通知<br>提出 | 請求 |         |    |

令和7年4月から、利用港の転換を実施した場合…

**直江津港側における手続き** ⇒ 令和7年4月～令和8年3月が対象期間となります。

- ・補助金の交付申請書を11月末までに提出してください。
- ・補助事業の終了後、実績報告書を提出してください。

**阪神港側における手続き** ⇒ 令和6年4月分～令和7年2月分が対象となります。

- ・提案書の提出、審査会での承認後に阪神国際港湾(株)と委託契約の締結
- ・輸送開始後、月報（輸送実績）を翌月10日までに提出（毎月行う必要あり）
- 注）令和7年2月分の月報については、令和7年3月6日までに提出してください。
- 注）令和7年3月31日までに、地元港側からの事業計画認定通知を提出してください。

詳しい条件や提出資料等は募集実施要領をご覧ください。